



9-2-3 労働関連・取引関連法規

p.600~

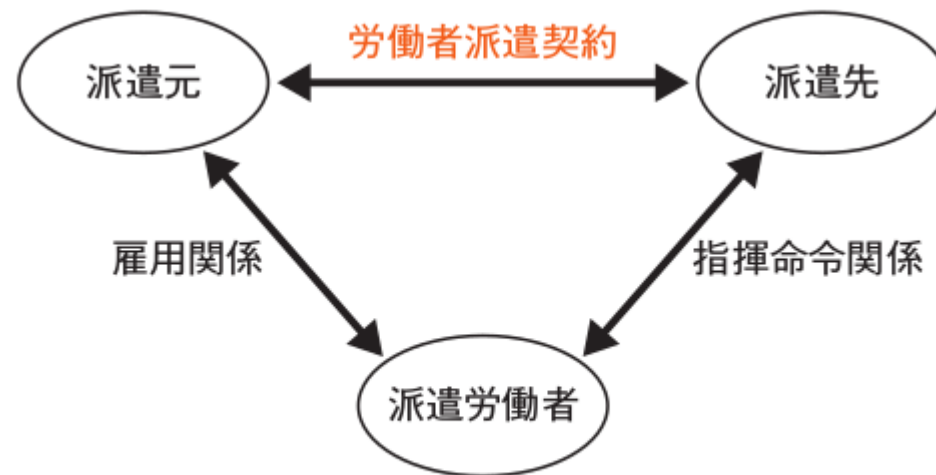
発表者: 野口耕二郎

労働基準法

- 労働者を保護するため, 就業規則や労働時間などを規定している
- 1 日の労働時間上限は 8 時間, 1 週間の上限は 40 時間と定められている
- 労働者と使用者の間で労働協定を結び, 行政長官に届け出ることにより時間外労働が認められることを 36 協定という

労働者派遣法

- 労働者, 派遣元, 派遣先で以下の図のような関係を結ぶ



労働者派遣法の概念

その他の労働関連の法規

- 男女雇用機会均等法
 - 性別による, 配置, 昇進, 降格, 教育訓練などへの差別的扱いを禁止
- 公益通報者保護法
 - 内部告発者の保護のために解雇や減給などの不平等な扱いを無効にする
- 労働安全衛生法
 - 労働災害を防止し, 労働者の安全と健康の確保や快適な職場環境の形成を促進する

下請法

- 下請取引の公正化や、下請事業者の利益を保護するための法律
- プログラムなどの情報成果物に対しては、情報成果物作成委託が行われる

民法

- 所有権絶対の原則，契約自由の原則，過失責任の原則という三つの原則がある
- 典型契約の代表的なものに，請負契約と委任契約がある
 - － 請負契約
 - ある仕事を完成することを約束する契約
 - － 委任契約
 - 法律行為を行うことを委託する契約. 法律行為以外の委託は準委任契約

インターネットを利用した取引

- 特定商取引法
 - 訪問販売や通信販売などを規制する法律
- 電子消費者契約法
 - 電子商取引などによる消費者の操作ミスを救済するための法律
- 著作者が自分で著作物の再利用を許可するためにライセンスを策定するクリエイティブ・コモンズというプロジェクトがある

ソフトウェア使用許諾契約（ライセンス契約）

- ソフトウェアの知的財産権の所有者が第三者にソフトウェアの利用許諾を与える際に取り決める契約
- 許諾する条件により、ボリュームライセンス契約、サイトライセンス契約、シュリンクラップ契約、OSS ライセンスなど、様々な形態がある



9-2-4 その他の法律・ガイドライン・ 頻出度技術者倫理

p.602~

製造物責任法 (PL 法)

- 製造物に欠陥があった場合に、消費者が製造業者に対して直接損害賠償を請求できることを定めた法律
- 責任主体は製造業者であるが、複数の会社に関係している場合は製造物に氏名、商号、商標などを表示した表示製造業者とされている
- 製造物なのでプログラムは対象外であるが、ソフトウェアが組み込まれたハードウェアは対象となる

環境関連法

- 廃棄物処理法, リサイクル法などがある
- パソコンリサイクル法では業務用 PC だけでなく家庭用 PC の回収と再資源化が PC メーカーに義務づけられている

問題

問題

A社は、B社に委託して開発したハードウェアに、C社が開発して販売したソフトウェアパッケージを購入して実装し、組込み機器を製造した。A社はこの機器を自社製品として出荷した。小売店のD社は、この製品を仕入れて販売した。ソフトウェアパッケージに含まれていた欠陥が原因で、利用者が損害を受けたとき、製造物責任法（PL法）上の責任を負うのはだれか。ここで、A社、B社、C社、D社及び損害を受けた利用者はすべて日本国内の法人又は個人とする。

- ア 機器を製造し出荷したA社が責任を負う。
- イ ソフトウェアを開発し販売したC社が責任を負う。
- ウ ハードウェアを開発したB社が責任を負う。
- エ 販売したD社が責任を負う。

（平成22年秋 応用情報技術者試験 午前 問80）

答え

解説

PL法では、責任主体は製造物に名前を入れた業者です。A社はこの機器を自社製品として出荷しているので、責任主体はA社です。したがって、アが正解です。なお、販売業者D社は、PL法の責任を負うことはありません。

《解答》ア